

協議事項

災害時要配慮者対策に係る連携について

災害時要配慮者対策に係る連携について

(1) 令和6年度の検討状況

圏域単位で、医療的ケア児等支援に係る課題検証を実施

全圏域共通して、災害時の個別避難計画の作成促進が課題

(主な意見)

- ・ 難病患者や小児慢性特定疾患児は、医療費助成の支給決定や生活支援等を保健所が実施していることから、市町村では当事者の状況や疾患等の理解が十分ではない
- ・ 当事者だけでなく家族の状況も踏まえた実効性のある避難計画を検討するためには、市町村と保健所の連携が必要
- ・ 在宅で医療機器を使用されている方の避難支援に当たっては、安定した電源確保や安心できる避難先を確保する視点から、医療機関や福祉事業者等との調整が必要
- ・ 優先的に個別避難計画の作成を進める対象者について、市町村とともに関係者の合意形成を図りながら進めていくことが必要



(2) 災害時要配慮者対策に係る連携支援について（案）

府と市町村が連携して、在宅医療機器を使用される方等の個別避難計画の作成を進めるため、福祉、医療関係者、行政等の関係機関の連携強化を図る。

[実施方法]

①各市町村等の実態把握

- ・ 優先度が高い方（例：在宅医療機器使用者等）の人数
- ・ 個別避難計画の作成方針、策定状況
- ・ 地域資源の状況等
- ・ 避難の実効性を担保するための取組・実績、課題 等

②各圏域での検討

- ・ 医療機関や福祉事業所等と行政（市町村・府）が連携するための会議開催
- ・ 参加者：介護福祉事業者、医療機関、関係団体、行政機関等
- ・ 目的：対象者の把握・共有、目的の合意形成、対策の検討

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）

計画作成の優先度を以下の3つのポイントで判断する

- 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
 - ・ 河川：浸水想定区域など（「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定）
 - ・ 海岸・河川沿い：津波災害特別警戒区域など
 - ・ 傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等
- 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
 - ・ 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
 - ・ 避難支援者が側にいない

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画作成

対応の流れ
(一例)

- 【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
 - ・ 福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい
- 【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明
- 【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等
- 【Step6】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成
 - ・ 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
 - ・ 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
 - ・ 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- 【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
 - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

作成の優先度が相対的に高くないと判断⇒本人・地域が記入し個別避難計画作成

対応の流れ
(一例)

- 【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
- 【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明
- 【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】本人・地域による個別避難計画の作成
 - ・ 地区でのマイ・タイムラインや地区防災計画の取組は個別避難計画と相乗効果が期待される
- 【Step6】作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認
- 【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
 - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施